

# 公益財団法人大分県スポーツ協会スポーツ医科学委員会規程

## (設 置)

第1条 公益財団法人大分県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第38条の規定に基づき、「スポーツ医科学委員会」（以下「委員会」という。）を設ける。

## (目 的)

第2条 この委員会は、スポーツ医学・科学に関する研究を行い、県民のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

## (事 業)

第3条 この委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ振興に関する医科学的調査研究
- (2) 競技力向上に関する科学的研究
- (3) 競技者の健康管理
- (4) その他前条の目的達成のために必要な事業

## (委 員)

第4条 この委員会は、本会会長の委嘱する次の委員をもって構成する。

- (1) 医療職能団体 若干名
- (2) スポーツ医科学関係団体 若干名

## (役 員)

第5条 この委員会に、次の役員をおく。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

第6条 委員長は、委員の中から本会会長が指名し、委嘱する。

2 副委員長は、委員長が委員会に諮って委員の中から選任する。

第7条 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

## (任 期)

第8条 委員及び役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

## (委員会)

第9条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

第10条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定する。可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

2 緊急を要するため、委員会に付議することが困難な場合は、委員長が処理することができる。ただし、この場合においては、次回の委員会に報告するものとする。

## (専門部及び委託)

第11条 この委員会は、必要に応じて専門部会を設置することができる。

2 専門部会の決定事項は、委員会の承認を得なければならない。

3 専門部会の規定は、委員会が別に定めることができる。

第12条 委員会は、研究を進めるため、関係機関及び専門職員等に研究を委託することができる。

## (規程の変更)

第13条 この規程は、委員会において委員現在数の3分の2以上の同意を得たのち、理事会の議決を経て変更することができる。

## 附 則

この規程は、平成23年5月20日から施行する。

平成29年3月14日一部改定

この規程は、令和2年4月1日から施行する。